

藤原 葆晃

1 ハンセン病担当前の配属

私は軍隊から復員後、男手が足りず働き手を探していた道庁の職員募集試験を受け昭和21年に道職員に採用となり、最初に後志支庁の産業経済課に配属されて配給などの仕事をしていました。

その後、税務課、社会福祉課勤務となり、余市社会福祉事務所で初めて研修を受けてケースワーカーとなりました。そして、岩内の税務事務所、小樽の税務事務所を経て昭和30年に道の本庁に異動し、最初に水産部に配属されました。

2 「ハンセン病」担当の事務

昭和39年10月にケースワーカー（社会福祉主事）の経験者を探していた道庁衛生部保健予防課結核係に異動となり、ハンセン病事務の担当となりました。

私は、昭和39年から昭和47年までハンセン病対策に関する事務だけを担当していました。

自分がハンセン病事務の担当をする以前は、道庁としてハンセン病を扱っていることを公には表示していなかったようです。

前任は、私より年齢が1つ上のTさんで、担当していた期間も1~2年程度だと思いません（昭和37年~昭和38年頃）。当時同じ課にいたYさんもTさんよりも以前にハンセン病事務を担当していたことがあると聞いたことがあります。2人とももうすでに亡くなっています。

自分は、道の正式なハンセン病業務担当者として事務分掌に表記された最初の担当だったはずです。

自分の前の担当であるTさんやそれ以前の担当者は、関係者への連絡や通信、支払いのための現金書留なども全て担当者個人名で執行しており、かなり内密に事務を取り扱っていたのかなと思います。当時は、ハンセン病に関する書類は残さないという方針だったように感じました。

事務引き継ぎ時には書類が少なく、ほとんど口頭による事務引き継ぎであったと記憶しています。

国からの通知文書なども担当していた間はほとんど無かったように記憶しており、保健所や市町村、医療機関などに文書等を通知することもなく、ハンセン病に関する一切の事務処理は全て本庁の担当だけが取り扱っていました。

それでも、昭和25年頃の書類を見た記憶がありますが、それが患者発生報告の類だったかどうかまでは定かではありません。

ハンセン病業務については他の業務と異なり、患者情報の流出をできるだけ避けるため、係長や課長補佐の上司を通さず、事務担当者である自分と直接課長との2人だけで

決裁しており、患者の詳細なことは2人だけしか知られないようにしていました。

私の旅行命令さえも保健予防課内で決裁せず部次長命令で医務課扱いとなっていたと記憶しており、部内にさえ業務内容や情報が漏れるのを気にしながらハンセン病事務を行っていました。

ただし、里帰りや療養所訪問などの行事や、啓発事業や各種の大会、担当者会議の際には他の係員の手伝いを受けていました。

昭和44年～昭和45年頃にかけて、厚生省の職員の身分となって日本復帰前の沖縄に派遣され、現地の琉球政府や療養所に滞在し、琉球政府職員のほか2つの療養所の看護婦を初めとした医療職や事務職に患者台帳の作成方法や在宅訪問、検診などの政策的なシステムなどについて指導してきました。

当時、沖縄愛楽園には北海道の出身者と思われる方が数人いました。

私が札幌から来たと知ると、「札幌は今はどうな様子か」とか、「あそこの村は今はどうな町になっているか」など、道内出身者であろうと思われるような方からの質問も多く、北海道内の街の様子や状況などを色々と聞かれたことがありました。

本人自身の出身地などは知られたいくないだろうとの勝手な思いから、患者から出身地とか氏名とか詳しいことを聞くようなことはできませんでしたが、数名はいたと思います。

沖縄の療養所は本土の療養所と違って戦争傷病者として罹患し入所しているとの世間の認識からか、近隣の住民も本土より偏見が少なく開放的だった印象があります。

沖縄にいたときに琉球政府から米軍に随行してインドに行ってこいと言われ、ニューデリーなどを廻ってきました。

インドではハンセン病患者を大勢見かけましたが、ガンジス川などで患者が沐浴していて、患者や家族は衛生状態も悪く、感染しやすい環境で生活していました。

派遣が終わってから北海道に戻ると、琉球政府から担当者2人が数ヶ月間、研修のため北海道に来ました。

ハンセン病事務の後任は昭和48年頃からN氏と記憶していますが、昭和52年頃までは私もハンセン病に関する様々な業務を手伝っていました。

3 ハンセン病協会の活動

現北海道ハンセン病協会の前身である「北海道救らい協会」の書記を私が担当しました。

北海道救らい協会は、昭和25年に設立されていますが、昭和40年前後の頃から寄付金を募ったり、会報誌を作成したり、里帰り事業を始めたりと、活動が活発となっていきました。

もう亡くなりましたが、当時の救らい協会の安倍会長が栗生楽泉園に訪問したことをきっかけに熱心に協会の活動をするようになったと思います。

安倍会長が北大医学部長であったため、道の医療職も北大医学部出身者が多く、広く各方面に声を掛けていただき活動が急に活発になりました。

協会の事業としては、道内の保健所や市町村、婦人会による企業や篤志家などに対する寄付金集めの活動が特に盛んでした。

市町村毎に寄付金目標額を定め、その到達度合いによって保健所や市町村の職員及び各地域の婦人会から毎年数人、ハンセン病療養所への患者訪問に同行しました。

4 在宅患者への訪問検診

昭和40年頃には在宅のハンセン病患者が8名ほど道内にいて、これらの在宅患者は疾患の自覚症状も弱く療養所には入らないと意思表示をしている方々がほとんどで、年に1回程度定期的に巡回して訪問検診をしました。

北海道救らい協会の安倍会長の後任でもある当時北大の皮膚科医の三浦先生と私とで、在宅患者の検診や訪問のため道内各地を車でまわりました。

当時、北海道では三浦先生が指定医で、他に診断できる医師がいなかったと記憶しています。

三浦先生の下には助手の医師や看護婦がいましたがハンセン病の知識もあまりなく、ほとんど手伝わせなかったように感じました。

三浦先生と一緒に2人で巡回した訪問検診では、公用車を患家から離れたところに止め、服装も背広や白衣ではなく普段着で、役所の人間と思われないように気を使っていました。(当初、白衣で訪問したため在宅患者から松丘保養園の道民会に連絡があり、北海道ハンセン病協会を通して道に対し普段着で訪問するよう申し出があった。)

検診も人目につかないように気をつけながら行いました。田んぼのあぜ道で検診したこともありました。

訪問時には生活の様子を伺ったりして、家族援護費の給付を決定し、支払は現金書留で担当個人名で発送していました。

5 療養所への患者収容

私が担当していた昭和39年から昭和47年までの間は、医療機関・保健所・市町村からの患者発生の通報などは一度もなかったと記憶しています。

ハンセン病に関する事務は、道本庁のみで取り扱っていて、保健所や市町村の職員は自身が地元住民でもあるため、情報漏れという危険をできるだけ防ぐためにほとんど関わってもらいませんでした。

患者を療養所に収容する際は、道から患者に対しての書類の送付などは行わず、隣近所に見つからないよう念を入れて秘密裏に療養所に移送しました。

地元の保健所や市町村にも事前には連絡などはしませんでした。療養所に入所後に患者が居住していた市町村には結果を報告したような記憶があります。

昭和42年3月に松丘保養園へ入所する2人に同行しました。私が入所を担当したのはこの2人のみでした。

一人は網走管内の当時40代の方で、北大病院に受診するため一人で来札し、その後どこで聞いたのか調べたのか分かりませんが私の自宅を探し当てて直接相談に来ました。

北海道内には治す病院がなく治療するならと療養所を紹介しました。

この方は世帯主で所得があり、援護費を受けるような世帯ではありませんでした。

その後、家庭も訪問したりしましたが入所勧奨せずとも自発的に治そうという意志が明確だったため入所を決めた。療養所に行く日は本人一人で札幌まで出て来られました。

(この方は昭和50年にほぼ全快で退所し、昭和62年に自宅で逝去されている。)

もう一人は空知管内の女性の方で、近隣からの通報でした。電話ではなく、手紙か何かであったと思いますが詳しくは覚えていません。三浦先生と直接患者の自宅を訪問して診断しました。

この方にも療養所を紹介したところ、治療のため本人も入所したいとの意向を示されました。

この方は女性であったため、療養所に行く日は自宅まで迎えに行きました。

療養所への移送は、貨車と客車が半分づつになっている車両を国鉄側から無償で提供され、客車側に患者2人と私の3人だけ乗って窓のブラインドを下ろし各駅停車で療養所に向かいました。

貨物室側には荷物が入っていたようでした。

患者の2人とも農家であったため作物や農作業などの世間話をしながらの道中でした。

移動の際の列車や船室、療養所からの送迎車には「患者輸送中」などの表示は一切なかったけれど、一般の乗客と接することはありませんでした。

列車や船から降りた後、客車室内や通った経路は消毒して回ったと後から聞きました。

青森では療養所からの迎えの車がすぐに来られなかったため、駅前の旅館に泊まりました。旅館側にはハンセン病患者であることは伝えませんでした。

翌朝、療養所の車が迎えに来てくれました。

療養所訪問の際に聞いた話では、行政機関を通さず、個人的に直接療養所に入った方も多かったようでした。

入所の手続きも、住民票や戸籍謄本が必要なわけではなく、患者と診断されれば入所できたので、仮名を使ったり、出身地や生年月日を偽ったりする方もいたと聞いています。

直接患者が療養所に行って入所された方は、療養所から都道府県に連絡が来るわけでもなく、実際には出身地を秘密にしている方もいたのが実態でした。

道からは時々、全国の療養所に道内出身者名簿の照会をしたりしましたが、道民会の会員という形でしか把握できず、本名や道出身者を正確に把握することは当時は困難でした。

私が担当していた当時は、道内関係者が入所していた9カ所の各療養所（松丘保養園・東北新生園・栗生楽泉園・多磨全生園・駿河療養所・身延深敬園・長島愛生園・邑久光明園・菊池恵風園）を訪問し、生活の様子を伺ったり出身地の情報を伝えるなどしました。

訪問の際には、特に出身地の話題が大変喜ばれました。

6 里帰り事業

里帰り事業を始めたのも私が担当になってすぐの頃（昭和41年6月）で、患者が北海道に旅行に来た際には、定山溪温泉に行って、患者の人たちと一緒に風呂に入ったりしました。

他県の里帰りでは、まだ日帰りが多く、宿泊したとしてもお寺とかであったためか、北海道がホテルや温泉旅館に泊まっていることを他県の担当者から驚かれたり感心されたりしました。

当時の保健予防課長もハンセン病に理解のある医師であったため、里帰りの事業計画などは進めやすかったです。

しかしながら、温泉旅館やホテルに泊まるときは宿側にはハンセン病患者であることは伏せていました。

ハンセン病の後遺症による手足の形状などについて聞かれても、戦争による火傷や傷病であることにしていました。

各療養所の道民会の活動は、里帰り事業を開始してから活発になったような感じがしました。

また、他県の出身者でも配偶者が道内出身者であった方が、夫婦で道民会に入った例がいくつかあったことを記憶しています。

7 おわりに

治療薬プロミンはすでにありましたが、プロミンが効かない患者も多く、そのことは当時の医者も同じ認識を持っていたようでした。

また、医師の中にはハンセン病は感染力の弱い感染症という知識を持っていても、怖い病気と認識してかあまり近づかない人もいました。

現在は、特に若い人は「らい」のことをほとんど知らないと思うし、患者に対する偏見はあまりないと感じますが、患者と同世代の人たちの中には、偏見がいまだに根強く残っている人も多いと思います。

私の家の庭にグミの木があるが、昔、東北新生園に入所されていた当時道民会長のKさん（故人）から小さな苗木として送られて大きく育ったものです。

自宅に額縁に飾ってある「深敬」という書がありますが、身延深敬園の綱脇龍妙園長から頂いたものです。

退職してからも、しばらくは道民会から各園の冊子や手紙などが郵送されて来て交流が続いていました。

今も時々各療養所の道民会から冊子が送られてきます。

また、最近、元患者の方が札幌に来られたときにお会いしたこともあります。

私が担当していた時代は、患者発生も少なくなってきて、療養所への収容も2人だけでしたが、それ以前は北海道でも患者数が多く、療養所への強制収容が度々行われていたのだと思います。

担当していた時は、正直それ程の意識はありませんでしたが、ハンセン病問題は誤った政策が偏見と差別を生み患者の人生に取り返しの付かない悲劇を生んだものであると強く感じています。

「らい予防法による指定医」と「道の事務担当者」との懇談（昭和30～40年代頃）

- 対談日時 平成23年2月2日（水） 14：00～
- 対談場所 北海道保健福祉部技監室
- 出席者

（語り手） 北海道大学医学部名誉教授 三浦 祐 晶
（元北大医学部医学部長、元らい予防法指定医 大正10年生）

元ハンセン病事務担当道職員 藤原 葆 晃
（大正15年生）

（聞き手） 北海道ハンセン病問題を検証する会議 座長 杉岡 直 人
（北星学園大学社会福祉学部教授）

〃

委員 後藤 良 一
（北海道保健福祉部技監）

○ハンセン病指定医として携わるようになった経緯について

杉岡 北海道では、現在、ハンセン病問題の歴史的経緯などの検証を行っているところですが、長い間、実務に携わってこられたお二人に直接お話を伺いたくお願いしたところです。かなり昔のことで恐縮ですが、憶えておられる範囲でお聞かせください。お二人は昭和39年から47年頃まで、一緒に医師と事務担当者として携わっていたようですが、その時の様子などを聞かせてください。

先生が最初にハンセン病の患者さんを診察されたのはいつ頃ですか

三浦 私は昭和19年に医学部を卒業してすぐ皮膚科に所属しましたが、当時、ハンセン病を診ることになるとは全然思っていなかったんです。

実際、ハンセン病の患者さんが病院に来ることは少なく、1年に一人か二人くらいです。だから学生時代は患者さんを診る機会はなく、卒業してからです。当時は、「らい予防指定医」は各都道府県に一人ずつで、1先生でした。この先生が昭和31年に京都へ転勤になり、私がおのの指定医を引き継いだわけです。

指定医は、北海道の各地でハンセン病ではないかという患者さんが出ると、行って診察する。そういう任務を与えられたわけです。

指定医の仕事は、私の代で終わりでした。約30年間指定医をやり、私が辞めた頃には患者さんもいなくなり終わりました。

○病院でのハンセン病の診察の様子について

三浦 皮膚科の医師でしたが、最初は「らい予防法」の制度などの知識を学習する機会もなく、1教授の言うとおりにやりました。患者は当時、一般病院では診察を受けることができなかったので、指定医のいる北大医学部付属病院で診察することになっていたので。専門医ではない私が教授の指示を仰ぎながら診ていたというのが実情です。患者さんは、診察してハンセン病ならその患者

を病院から動かしてはいけません。(帰してはいけません)

ハンセン病と診断すると、病院で個室を用意しなければならないことになっていました。診察を受けに来て帰れないということになれば、患者さんも困るわけです。そこで「らい病の疑いあり」という診断にして帰したこともありました。患者さんは病院に来るまでの間、列車やバスに乗ってくるのに、診断が決まったら帰ることができないなんてバカな話はないわけです。それで「疑い」と診断した後、道に届け出て、あらためて収容するという事になった。(疑いの診断をしたことを北海道に届けなくてはならなかった。) そういう時代だったのです。

杉岡 患者さんは先生のところへにたどりついたのでしょうか。

三浦 症状が体に出ますから、やはり皮膚科で診てもらってからということではないでしょうか。地元のお医者さんから紹介されてということもあったでしょうが、家族が診てもらえということも多かったのではないかな。地元の先生は診察したらすぐに届け出るようになるが、非常に偏見があった時代であったため、家族が隠してしまうことも多かったと思う。また、医者の方でも確たる知識がないため、神経麻痺の症状で精神神経科で診てもらい、そこから廻された患者さんもいたが、ハンセン病との診断になれば、精神科の方でも驚いて診察台からなから大消毒したこともありました。そういう時代だったんです。

○当時の医師等のハンセン病に関する理解について

杉岡 当時は医者の間でも感染を恐れていたのですか。

三浦 感染力は極めて弱いのに非常に恐れていた。結核菌の方がはるかに強いですよ。道庁の方も療養所に行ってもあまり患者さんに近寄らない。みんなが心配する様子を見せるから、そんなに感染力が強かったら私が一番最初にうつっているとってたんですよ。当時から全国の療養所で感染した職員は一人もいなかったんですよ。大人ではほとんどうつらない。患者さんの家庭の子供にうつることがあったんです。だから先天性という誤解を招いたんですね。同時にあの菌は、培養が難しかったのです。だからいろんな実験ができない訳です。

それから結核菌みたいにツベルクリンのようなものを作れないわけです。結核だとツベルクリン反応でわかりますよね。免疫があるということが。伝染力が非常に弱かったことと培養ができなかったことで動物実験ができない。だから薬の発見などが遅かった。

当時から療養所の中に菌が出る人はほとんどいなかったんです。つまり患者ではないんですよ。症状もないし、ただし、神経マヒがありましたね。手足の末梢神経のマヒがありますから。例えば、火にあたっても熱くないから、火傷になってしまうということです。

杉岡 お医者さんの間では、隔離していたこととか、ハンセンの患者さんのことについて話し合うような機会とかはなかったのですか。

三浦 普通の医者の場合、ハンセン病患者を診る機会がほとんどなかったですね。医者も感染を怖がっていましたが、医学部を出てすぐハンセン病療養所に勤めた人は随分いますよ。治療法がなく培養も動物実験もできないので、それを是非成功させたいと積極的に行った人もいます。北大を出て一生療養所に勤務した人もいます。ハンセンの研究をしようと思ったら療養所に行くよりほかない。

ただ、特別なのは、京大にはハンセン病研究所まではいかないけれど、研究室みたいのができていてそこで診療していたと思います。

杉岡 お医者さんの中には、隔離を反対した人たちもいたんですけど。そういう先生方の話は聞いたことはありますか。

三浦 隔離は良くないと考えてた人は多いが、大半はやむを得ないと受け止めていたのではないかな。治療法がなかったんだもの。でも隔離は駄目だと言った人たちもいるし、そういう運動をした人たちもいたと思います。私なんかは、やっぱり法でやるしかないと思ってましたから。後で、患者さんに申し訳ない。という気持ちはありましたね。

だって患者さん側から見れば私らが診察したら、みんな（療養所へ）引っ張っていかれちゃったわけですから。患者さんにとっては敵ではなかったかと思っているんです。今でも申し訳ないと思ってます。

北海道には療養所がなかったこと、それから患者発生が非常に少なかったということで、病気に対する認識は他の都府県に比べればはるかに低かったと思います。

○当時のハンセン病に対する認識と治療について

後藤 昭和50年代でも、道庁の医師である担当課長が「怖い伝染病だ。」と言っているんですが、あの当時のお医者さんの常識だったのかなと。「ハンセンは怖いです。人にうつる病気だ。」と。

三浦 そうです。だから医者自身も間違っていたんですね。恐れ過ぎていた。

感染したら療養所以外で治療薬が入手できないというのは大きな問題ですよ。そういう病気にはなりたくないと思い込んでしまいますよ。

結核はいい薬ができましたから治るようになりましたが、むしろ、結核の方が恐ろしかったですよ。若い人で結核で亡くなった人の方がハンセンで亡くなった人よりもはるかに多かったんですよ。特に北海道の場合、患者も少なく医者自身もハンセン病の知識が少なかったんですよ。

○道庁のハンセン病事務担当について

後藤 藤原さんは、北海道のらいの事務を一手に引き受けたんですよ。

届け出も藤原さんのところに来て、動くのも一人で動いて。保健所にハンセン病事務に関する資料がまったくないんですが。

藤原 結核係ってというのがあったんです。当時は、担当職員の一人だけにハンセン病対策を専門にやらせるということになってたんですよ。

届け出が来て、課長から「(患者が)出たぞ。」と言われる。だから直接報

告を受けるから他のだれにも知られない。保健所も市町村にも資料はないはずですね。

後藤 新「らい予防法」以後は保健所は関係しなかったと言われますが、保健所も市町村も一切からまないのですか。

藤原 (担当していた当時は) ないですね。近所に漏れるのが一番困るんですよ。風評で言われるので。それで保健所や市町村は関わらなかった。直接道庁に連絡が来て、私が課長に言われて現地に行っていました。

三浦 周りに知られることを非常に恐れたことは確かですね。昔は遺伝的なことも結びつけていわれたりしたので付き合いにも困る訳ですよ。ですから、非常に秘密にしていた。ただ、そういうこと(隔離したこと)をした方が悪いんですよ。だいたい予防法なんていうとんでもない法律ができてたというのが、元々駄目なんですよ。あれは絶対隔離ですからね。

○在宅患者の訪問について

杉岡 三浦先生は、昭和31年から指定医になったんですね。その時は、まだ藤原さんとはすぐ一緒に在宅患者の自宅を回ったわけではないんですね。

三浦 必ず道の担当者1名と一緒に車で行きました。能率上げるため自家用車でまわりました。

杉岡 道南に患者さんが多かったという指摘もありましたが。

三浦 道南であれば療養所の先生に来てもらったこともあったと思います。青森から来てもらいやすいですし。そのほかの道内は2人で全部回りました。私一人で確定診断した訳ではなくて、療養所で正式な診断を受けることになります。専門医は療養所にしかいないんですから。

北海道の患者さんは殆ど青森で治療して一応治ったということになれば帰宅したんです。すると再発もあり得る。療養所を出るときに薬をもらってその後も療養所が薬を送ってくれたんです。だから再発の心配はなかったのです。再発して感染してはいけないというので、退院した在宅の患者さんたちを廻りました。

杉岡 検診は、患者の自宅の中で診るんですか。

藤原 いや、自宅から呼び出して、車の中だったり田んぼのあぜ道とかで診察する。

杉岡 検診の対象は、どのように選んだのですか。

藤原 在宅患者のリストがありました。療養所を退所された方が多かった。

リストにある人のところへ行って、その在宅患者の人を診て、発症しているとか。まだこれは治っていないとか。療養所へ行く必要がある。というようなことは先生が判断しました。

○北海道が行った療養所への患者移送に関して

事務局 北海道で一番最後に患者発生報告があったのは昭和42年なんですけど、その時、網走管内と空知管内の方に先生がたぶん行ってらっしゃると思うんですが。

三浦 網走管内の方には行ったような記憶はあるけど。近所の通報だったかな、それで行ったような記憶がある。その人はまだご健在ですか。

事務局 昭和50年に退所されて、62年に自宅で亡くられています。

北海道は、最後の発生報告は昭和42年の2人で、その後1人もいません。

三浦 診断が決まったとたんの一歩も動いてはいけなくて、警察の手を借りたのは良くなかったね。療養所に行く時にもね、警察がついて行ったんでしょ。

藤原 車で函館に着いたら警察もいたけど「患者です」と言ったら後から消毒液をまいていたらしい。自動車も半分貨車半分客車になっている車両でした。車が駅に止まったら、ブラインド降ろすんですよ、発車して少したったらブラインドを上げてました。

○北大のボランティア活動について

事務局 昭和13年頃に、北大で「北大癩救済会」という医学部の学生さんが中心となって、全国の療養所にいろんな慰問金とか慰問品を送るために会を作ったという記事が新聞に載っているんですが、ご存じないでしょうか。

記事によると昭和12年に慰問し始めて13年に会を設けたらしいのですが、活動は1～2年くらいで終息したんでしょうか

三浦 それは知らない。昭和13年頃はまだ予科の学生だったが聞いた記憶はない。

○啓発普及活動、講演会の実施

三浦 当時からハンセン病患者に対する偏見を取ろうということで、「救らいの日」に救らい協会で講演会を開催したりしましたよ。患者さんに来てもらえなかったので我々が話をして。聞きに来る人はそんなにいなかったの看護学校に呼びかけて、看護学校の先生にも来てもらって話をしてもらったり。そういうような運動はやっていたんですよ。昭和30年以降、毎年やってた。6月25日を中心にして。この前、放送局の人が私の所に来て、今のハンセンに対する偏見を除くために番組をやるから出てくれって言われたんですよ。私は体調もあり、残念ですがと断った。

昔、我々が正しい知識の啓発なんかをやっていた時に、放送局や新聞社はお願ひしてもぜんぜん協力してもらえなかったんですけどね。

札幌の市民会館でやったときは、全道の婦人会の人たち700～800人くらいが来てくれて。絶対に感染の危険は心配ないんだからと言っても、やっぱり皆、恐ろしがってね。

藤原 三浦先生が会長になってから、「救らい協会」の活動が活発になったんですよ。

三浦 私の前任の会長の安部先生は公衆衛生の先生ですからハンセン病は詳しくないのは当然ですけど、ついにこっちに廻ってきたかという感じでした。

婦人会から寄付金とか集めてたんだよね。

藤原 寄付金が多かった会の人達と一緒に療養所に慰問に行ったりしました。

募金は集まりました。三越の角あたりで学生が募金をやったこともあります。

○国立ハンセン病療養所の様子について

杉岡 先生は療養所にも行かれたんですか。

三浦 療養所には慰問に行きました。北海道から行った人は少なくて。他の県はいろいろと慰問があるのに、北海道はさっぱりやってくれないって。それで、道でも会をつくろうと。はじめは「北海道救らい協会」といっていたはずです。

藤原 松丘には花見の時期に行っていたんです。

三浦先生は忙しくて、なかなか声掛けても出られなかった。

三浦 行くと療養所の入所者の方が喜んで、もういろんな料理を作ってくれて一杯飲むことになるんですよ。療養所の中は、我々の住んでる社会とは別の一つの社会ですよ。お互い助け合って。あったかい本当の社会と感じた。療養所の医者さんもそういったことを話していましたね。

藤原 療養所には小中学校があって、入所者が先生をしていました。

杉岡 そうですね。入所者の方と、外部の先生が教員をやっていた。

藤原 外部から来た先生と、入所者の先生とで職員室が分かれています。

三浦 そういえば、長島に橋がかかってから行ってないですね。昔、舟で行ったことしか覚えてない。

東北新生園に行った時は、道民会長さんに「もう帰るのか。どうしてもう一晩泊っていかないんだ。」ってしかられて。あと駿河に行きました。

○今の療養所について

三浦 今、療養所いったいどうなってるの。

事務局 「将来構想」というものを各療養所で考えています。

三浦 だいぶ高齢だから今後もずっと療養所にいたいという人も多いでしょうね。北海道の知事も行ったんですよね。去年ですか。

事務局 知事は松丘へ2回行っていきます。平成18年11月と昨年12月に行きました。多磨にも2年前に行ってます。その前も道民会の皆さんが道に来られた時は知事も会っていたんですが、他の県から見れば訪問はちょっと遅くなりました。

三浦 他の県は近いからね。松丘の道民会は、今何人ですか。

事務局 19人います。

三浦 19人ですか。私が一番よく知っているのは桂田さんです。初めて行った頃から親しいんです。僕も函館出身ですから。彼に聞いたら、時々函館行ってるって言ったもの。あの人ぐらいかな、知っている人。時々来ているんでしょう、札幌へ。

事務局 来られています。検証会議の委員にもなっています。

三浦 そうですか。お元気なんですね。

杉岡 長い時間、貴重なお話をお聞かせいただき、ありがとうございました。